

滋賀県内に住所を有している保護者各位
学生各位

奈良工業高等専門学校
学生課学生係

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金について（本科 1～3 年）

滋賀県教育委員会から、令和 8 年度「国公立高等学校等奨学のための給付金」の案内がありましたので、お知らせいたします。

本給付金は返還不要の給付金です。本校本科 1～3 年生で、保護者等が滋賀県内に住所を有している場合は対象となる可能性がありますので、申請を希望される方は下記をご確認ください。

1. 対象世帯

令和 8 年 7 月 1 日現在において、高校生等の保護者等が滋賀県内に住所を有し、次のいずれかに該当する世帯。

(1) 生活保護世帯

生活保護（生業扶助）を受給している世帯。

(2) 住民税所得割額基準世帯

保護者等全員の道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額の合計が 182,500 円未満の世帯。

2. 申請方法

本制度は、保護者等によるオンライン申請が原則です。

申請希望者は、滋賀県教育委員会が作成したオンライン申請案内チラシ（別添）を確認して下さい。

※オンライン申請が困難な場合は、学生課学生係までご相談ください。

3. 申請期限

令和 8 年 10 月 16 日（金）まで

※期限を過ぎると申請できませんのでご注意ください。

4. その他

申請後、滋賀県教育委員会から追加書類の提出を求められる場合があります。

在学確認については、学校から滋賀県教育委員会へ証明を行いますので、申請者による在学証明書の提出は原則不要です。

前年所得では対象外であっても、家計急変により対象となる場合があります。該当する可能性がある場合は、学生課学生係へご相談ください。

滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金 オンライン申請のご案内

事前に ご確認 いただく こと

- ・ 制度の対象要件についてご確認ください
高校生の保護者等が滋賀県内に在住していることに加えて、以下の①②のいずれかに該当する場合、本制度の対象世帯です
- ①生活保護世帯
 - ・ 令和8年7月1日時点において、生活保護（生業扶助）を受給されているか、確認してください
- ②（上記①以外の）住民税所得割の合計額が「182,500円」未満の世帯
 - ・ 令和8年度の課税証明書等において、**高校生の保護者等全員の住民税所得割の合計**が「182,500円」未満であることを確認してください
 - ・ **確認方法は【別紙1】のとおりです**

事前に ご準備 いただく 書類

- ・ 対象要件を満たす場合、以下の書類をご準備してください
- ・ 「①生活保護世帯」に必要な書類
令和8年7月1日時点において、生業扶助を受給されていることがわかる生活保護受給証明書
- ・ 「②住民税所得割の合計額が「182,500円」未満の世帯」に必要な書類
令和8年度の課税証明書等（高校生の保護者等の全員分）
※令和7年1月～12月の所得が確認できる書類
- ・ 上記①および②の世帯に共通して必要な書類
振込先指定口座の通帳（原則として申請者名義のもの）

課税証明書 等とは

- ・ **課税証明書等**とは、以下A～Cの書類を指します
※以下のいずれかを提出
- A:課税証明書（非課税証明書）
- B:納税義務者用の**特別徴収税額の決定・変更通知書**
（給与所得者で勤務先以外から収入がない場合）
- C:納税通知書（自営業者の場合）

高校生の 保護者等 とは

- ・ 所得の確認が必要な、**高校生の保護者等**の考え方については【別紙2】のとおりです

裏面へ続く

オンライン
申請の
方法

- 以下の二次元コードを読み込んでいただくか、以下のURLをブラウザに直接入力していただき、画面の表示内容に従って申請手続きを進めてください

申請はこちら

二次元コード⇒



URL:<https://ttzk.graffer.jp/pref-shiga/smart-apply/apply-procedure-alias/r8nengaku-kengai>

オンライン
申請の期限

- 令和8年10月16日（金）まで
- ※期限を過ぎると、申請の受付ができなくなります

オンライン
申請手続き
完了後の
流れ

- オンライン申請の手続きが完了すると、申請受け付けのお知らせを通知するメールが、登録されたメールアドレス宛に届きます
- 申請された内容によっては、追加で必要書類を提出していただく場合があります。その場合、学校から必要書類や提出方法、提出期限等を別途ご案内します
- 令和8年度中には支給可否を決定し、滋賀県教育委員会から支給（不支給）決定通知の送付がされる予定です
- 支給決定者には、令和8年度中（令和9年3月末まで）には滋賀県教育委員会から給付金を支給予定です
- ※具体的な支給予定日は未定です**

オンライン
申請が
困難な場合

- 学校へご相談ください
- オンライン申請が不可能な状況であると学校が判断した場合、紙の申請書様式を学校から交付します

家計が急変
した場合

- 令和8年度の課税証明書等（令和7年1月～12月の所得）では対象要件を満たさないものの、令和8年1月以降の収入では対象要件を満たす場合、家計急変として申請できる可能性がありますので、まずは滋賀県教育委員会へご相談ください

お問い合わせ先

- 滋賀県教育委員会までご連絡ください
滋賀県 教育総務課 修学支援係
TEL：077-528-4587

住民税所得割の確認方法（「給与所得等の係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」の場合）

確認する箇所

- 例えば、大津市の「給与所得等の係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定通知書」の場合、「所得割」の欄の金額について、点線枠の「①市民税」と「②県民税」をそれぞれ合計する
- 保護者等**全員**の「①市民税」と「②県民税」の合計額が182,500円未満の場合、給付金の申請が可能。

備考

- 上記画像は大津市の例ですが、多くの市町で同様の通知書様式であり、同じ確認方法です

写真撮影の注意点

- 上記の画像のように、証明書全体が写るものを提出してください（氏名や住所の欄が見切れている場合、誰の所得割かどうか判別できないため、再提出が必要になります）

【要注意】課税証明書等に含まれない書類

- 「確定申告書」や「源泉徴収票」では住民税所得割額は確認できません
- 「マイナポータル」上で確認できる住民税所得割では、同一画面上で氏名が確認できないため、スクリーンショットを提出いただいても、別途、課税証明書等をご提出いただく必要があります

住民税所得割の確認方法（（非）課税証明書の場合）

確認する箇所

- 例えば、大津市の（非）課税証明書の場合、「減免後所得割」の欄の金額について、点線枠の「①市民税」と「②県民税」をそれぞれ合計する
- 保護者等全員の点線枠の「①市民税」と「②県民税」の合計額が182,500円未満の場合、給付金の申請が可能

注意点

- 点線枠の「①市民税」と「②県民税」に「-----」が記載されている場合、まずは市役所で住民税税の申告が必要です

(非) 課税証明書

第 号

年度 (年分)

住 所	
氏 名	
生年月日	

▼所得金額等 (円)

▼所得控除額 (円)

▼配偶者

令和8年度(令和7年分)であることを確認

氏名・住所が確認できる写真を提出

▼本人該当区分

備考：合計所得金額は、分離課税所得の特別控除前の金額が含まれます。

▼税額控除等 (円)	市民税	県民税
所得割額		

▼所得割・均等割 (円)	市民税	県民税
減免前所得割		
所得割減免額		
減免後所得割		
減免前均等割		
均等割減免額		
減免後均等割		

市民税・県民税の減免後所得割をそれぞれ確認

▼年税額 (円)

年税額 (減免・免除前)

年税額 (減免・免除後)

▼備 考

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

大津市長

印

この証明書は黒色の電子公印を使用しています。

写真撮影の
注意点

- 上記の画像のように、証明書全体が写るものを提出してください（見切れている場合、要再提出）

住民税所得割の確認方法（（非）課税証明書の場合）

確認する
箇所

- 例えば、草津市の（非）課税証明書の場合、「所得割」の欄の金額について、点線枠の「①市民税」と「②県民税」をそれぞれ合計する
- 保護者等全員の「①市民税」と「②県民税」の合計額が182,500円未満の場合、給付金の申請が可能

令和 年度 (令和 年分)

(非)課税証明書

現住所

[illegible]

生年月日

令和8年度(令和7年分)
であることを確認

氏名・住所が確認
できる写真を提出[illegible]

上記のとおり相違ないことを証明します。

市民税・県民税
の所得割額をそ
れぞれ確認

滋賀県草津市長

※この証明書は、所得証明書を兼ねています。

※この新聞では、星森の電子分団を抽出しています

備考

- 上記画像は草津市の例ですが、多くの市町で同様の証明書様式であり、同じ確認方法です

写真撮影の 注意点

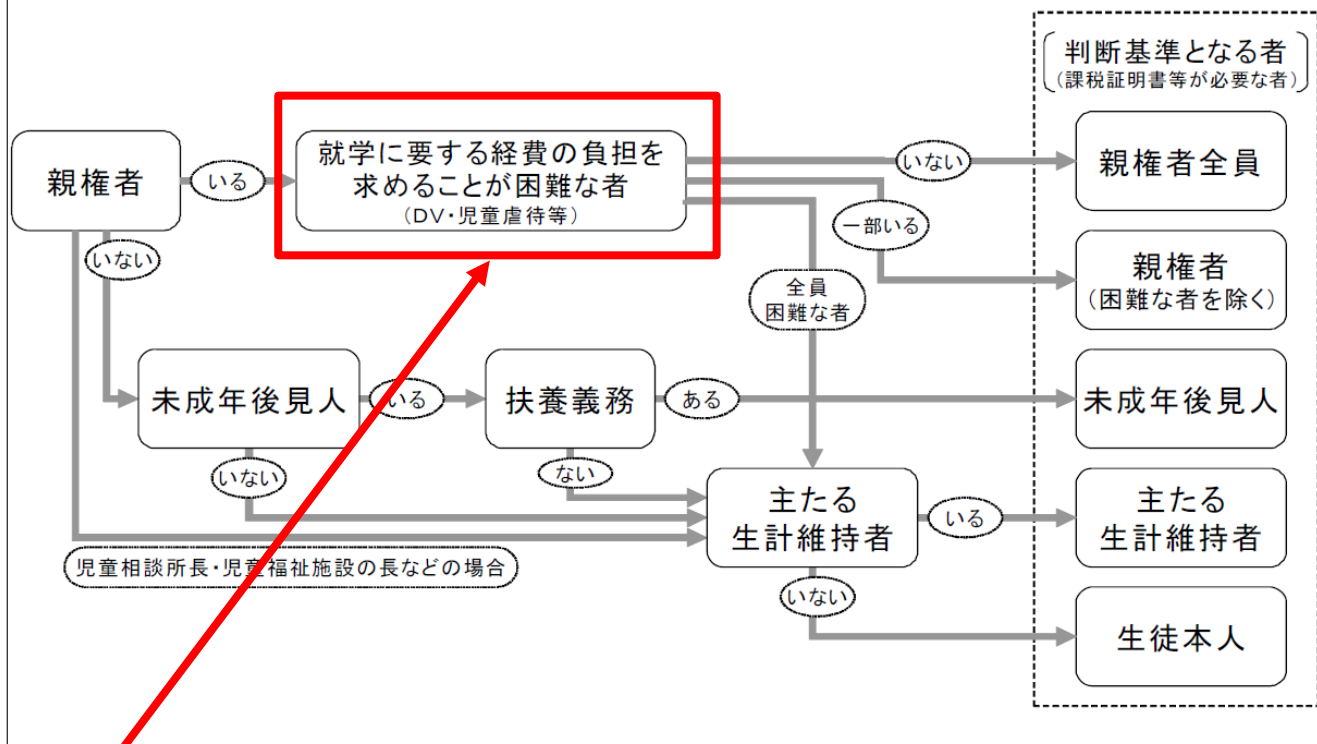
- 上記の画像のように、証明書全体が写るものを提出してください（見切れている場合、要再提出）

高校生の保護者等の考え方について

考え方

- 下のフローチャート図をご確認いただき、図の右側の「判断基準となる者」が**高校生の保護者等**になります
- 高校生が令和8年7月1日時点で18歳以上の場合の例外的な取り扱いとして、申請時点で高校生は法的に成人のため、親権者は「いない」になり、入学時点での「親権者」の全員が「主たる生計維持者」として**高校生の保護者等**になります

＜高校生等奨学給付金の支給額の判断基準となる者について＞



補足

- 「就学に要する経費の負担を求めることが困難な者」とは、具体的には以下のような場合に該当します
- ・ドメスティックバイオレンス（DV）や養育放棄、児童虐待のため接触することにより危害が及ぶことが考えられる場合
- ・失踪により接触することができない場合
- ・離婚協議中かつ別居中であり、親権者の一方に課税証明書等の提出を求めたが応じてもらえない場合

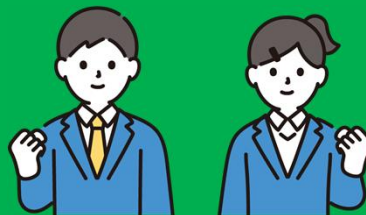
備考

- 上のフローチャートを参照しても、「判断基準となる者」が不明な場合、学校までお問い合わせください

大切なお知らせ



高校生の 学びを支えます。



滋賀県国公立高等学校等奨学のための給付金

教科書費、教材費など、授業料以外の教育費を支援する
返還不要の給付金です

対象 世帯

- 生活保護世帯
- 令和8年度の**住民税所得割が182,500円（年収約490万円）未満**の世帯
※ 家計が急変して、住民税所得割が182,500円未満になった世帯も対象になります

年額給付の お申し込み

- 申請期間：7月6日(月)から10月16日(金)まで
- 新入生で**早期給付**の給付を受けている場合、**年額給付額**の残りの4分の3の額について給付を受けるためには、**年額給付**の手続きが必要です。

※ 昨年度に支給されている方についても、所得確認のため、毎年度申請が必要です。
※ 授業料支援の高等学校等就学支援金とは別に申し込みが必要です。

令和8年度の給付額

世帯状況	年額給付額	
	全日制・定時制	通信制
生活保護受給世帯	32,300円	32,300円
住民税所得割非課税世帯	143,700円	50,500円
年収約270万円～380万円未満の世帯 ※住民税所得割が105,500円未満の世帯	47,900円	16,830円
年収約380万円～490万円未満の世帯 ※住民税所得割が182,500円未満の世帯	35,930円	12,630円

※ 家計急変の場合は、申込み月によって給付額が変わります